

## 10-1. 一般社団法人日本歯科医療管理学会学会賞規則

(目的・趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本歯科医療管理学会（以下「本学会」という。）定款第2条（5）に基づき、歯科医療管理の分野において優れた業績があった本会会員を表彰することで、本会を活性化させ、さらには本会、並びに歯科医療の発展に資することを目的と定め、必要な事項を規定するものである。

(種類)

第2条 表彰には次の賞を設ける。

- (1) 日本歯科医療管理学会賞（教育・研究機関部門）
- (2) 日本歯科医療管理学会賞（一般臨床医部門）

(審査対象)

第3条 前条の各賞の審査対象は、次のとおりとする。

- (1) 日本歯科医療管理学会賞（教育・研究機関部門）  
前年度の本学会誌1～4号に掲載された原著論文
- (2) 日本歯科医療管理学会賞（一般臨床医部門）  
前年度の本学会誌1～4号に掲載された全論文

(資格)

第4条 各賞は、次の各号に該当する者に授与する。

- (1) 日本歯科医療管理学会賞（教育・研究機関部門）  
本会会員であり、前条に該当する教育・研究機関部門（大学関係者等）筆頭著者
- (2) 日本歯科医療管理学会賞（一般臨床医部門）  
本会会員であり、前条に該当する一般臨床医部門（開業歯科医師等）筆頭著者

(選考審査)

第5条 学会賞の審査・推薦は、学会賞選考委員会において選考審査する。

(授賞数)

第6条 各賞の授賞数は、以下のとおりとする。

賞は、毎年度、本規程第2条から最優秀賞1、第2条各号の優秀賞1とする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員の任期は2年とし、会計年度の始期より起算する。選考委員については別に定める。

(決定)

第8条 第5条により選出された受賞候補者は、理事会の決議を経て、受賞者と決定する。

(表彰)

第9条 各賞の受賞者には、表彰状及び副賞を毎年の本学会総会時に授与する。

(その他)

第10条 この規則の実施に必要な細則は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 本規則は、理事会の決議を経なければ改正または廃止することはできない。

## 附 則

1. 本規則は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。
2. 本規則は、平成 27 年 5 月 29 日一部改正する。
3. 本規則は平成 30 年 5 月 1 日一般社団法人日本歯科医療管理学会設立に伴い、「日本歯科医療管理学会」を「一般社団法人日本歯科医療管理学会」と読み替えるものとする。
4. 本規則は、令和 3 年 7 月 16 日一部改正する。